

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの改正について

○公文書管理委員会における「公文書管理法5年後見直し」での議論

平成28年3月23日 公文書管理委員会（第50回）

公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書（抜粋）

【見直しの方向性】

（特定歴史公文書等ガイドラインの見直し）

○ 独立行政法人等に対して、独立行政法人等が抱える固有の背景や事情も踏まえ、長期的な支援を実施することが重要である。国立公文書館等の指定において指針となる特定歴史公文書等ガイドラインについて、指定を目指す独立行政法人等にとって理解しやすいものとなるよう、記述内容の見直しを検討すべきである。

平成29年2月21日 公文書管理委員会（第53回）

上記検討報告を踏まえた見直しの対応案（抜粋）

国立公文書館等への指定の改善

国立公文書館等への指定を目指す独立行政法人等にとって理解しやすいものとなるよう、特定歴史公文書等ガイドラインの見直しが必要である。

<具体的取組>

○ 国立公文書館等指定施設を中心とした独立行政法人等に対する意見照会を基に、現行の特定歴史公文書等ガイドラインの個別具体的な問題点（各条文の実務上の修正点）等を抽出し、関係者と調整の上、改正を行う。

特定歴史公文書等ガイドライン見直しの主な検討事項及び工程

主な検討事項

<国立公文書館等指定を目指す独立行政法人等及び利用者にとって理解のしやすさ>

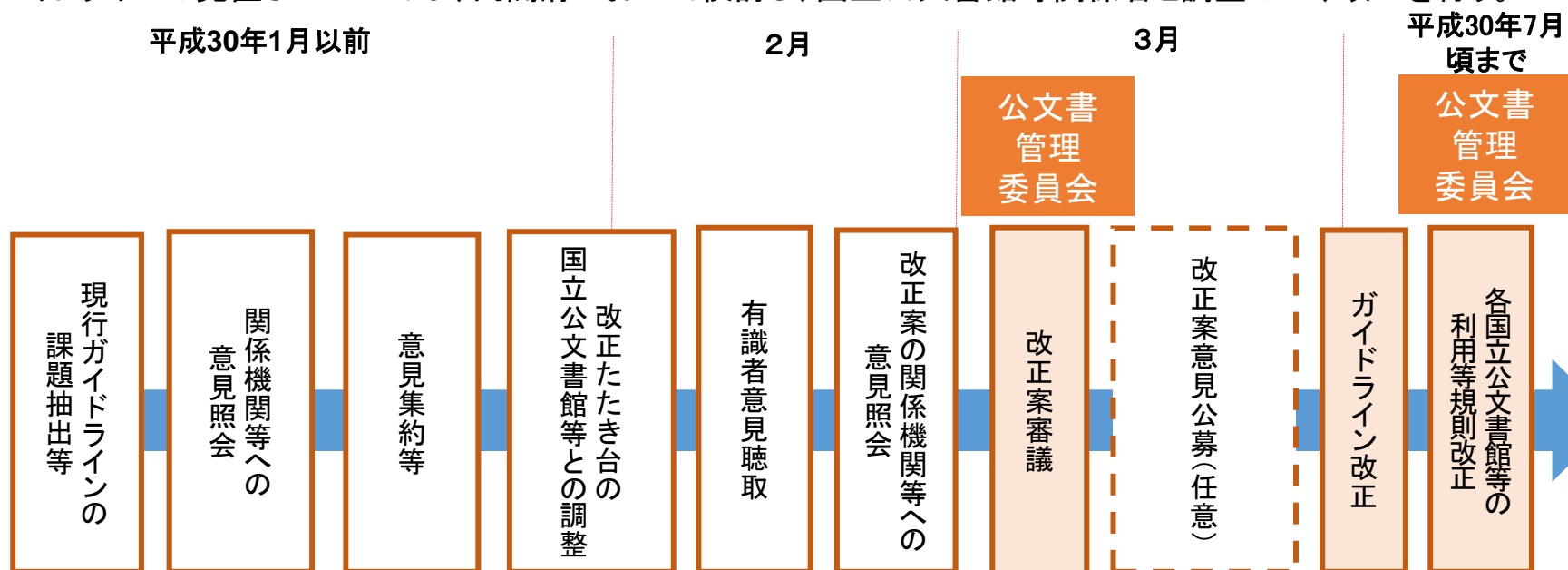
- **ポイント1:** 各国立公文書館等からの意見等を十分に踏まえ、より現場に即した記載に修正

<国立公文書館等指定を目指す独立行政法人等が抱える固有の背景や事情への配慮>

- **ポイント2:** 各国立公文書館等の個別事情等に配慮し、記述内容の全般的見直し(例:受入れ時の措置、保存環境、利用手続き、窓口体制など)
- **ポイント3:** 書庫の環境整備について、最新の国際的な基準等を踏まえつつ、各施設の環境や事情等に応じた対応をとるよう記載(現行ガイドラインでは、国立公文書館における運用事例の記載のみ)

工程

※ガイドラインの見直しについては、内閣府において検討し、国立公文書館等関係者と調整の上、改正を行う。



特定歴史公文書等ガイドラインの主な課題と改正案のポイント

【主な課題】

運用面の課題(例)

- ① 寄贈・寄託による受入文書(資料)について1年以内の目録公開が難しい。
- ② 写しの交付の考え方がよく分からない。
- ③ 利用者対応を行うための常勤職員が確保できない。

施設面の課題(例)

- ① 保存文書受入時のくん蒸のための設備の設置が困難。
- ② 書庫について、許容される保存環境等が分かりにくい。

記述の明確化

- ① ガイドラインが、何を、どの程度まで求めているのかについて、記述や説明が必ずしも十分とはいえない。

【ガイドライン改正案のポイント】

- ① 寄贈・寄託契約上、点数等を確定した目録の作成や利用条件を設定しておき、契約の発効をもって受入れの起点とすれば、そこから原則1年以内の排架と目録公開は困難ではない。
- ② 写しの交付の多様なメニューの考え方のほか、写しの交付手数料納付の考え方、遠隔地への送料納付方法の考え方(送付は郵便に限定しないなど)を記載。
- ③ 担当職員(窓口職員等)が常勤や専門的知見を有する者であることは、国立公文書館等を指定する上での要件とはなっていない。利用決定等の審査事務の意思決定等をしかるべき者が行う体制が整っていれば、利用者対応等は不可能ではない。担当職員は研修・実務を通じて育成していくことが(現状では)一般的。

- ① くん蒸設備は必置ではない等の考え方を示し、受入時の措置や修復等の方法を記載。
- ② 現行ガイドラインの書庫の保存環境は、国立公文書館の運用を例示として記述しており、各館にとって非常に分かりにくい。改正ガイドラインでは、国際的な基準等を記述し、これを参考にし各館の個別事情を踏まえ運用していくことに改める。
※国際的な基準等は、国際規格(ISO)11799:2015、図書館資料の予防的保存対策の原則(IFLA)等を記述。

- ① 現行ガイドラインの記述を全般的に精査し、記述に過不足がある箇所は追記し、誤解を招く可能性がある記述は表現等を修正。
例えば、(1)受入について、文書の1年以内の排架の考え方、事前審査の考え方を説明、(2)利用請求書が館に到達した時点の考え方、(3)保存及び利用の状況報告書の報告事項を整理、など。